

令和2年5月28日

保護者 様

倉敷市立玉島高等学校  
校長 秋山 宏

### 新型コロナウイルス感染症に係る出席の取り扱いについて

平素から、本校の教育活動に関しまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る出席の取り扱いについて、県教育委員会の通知等を踏まえ、次のようにいたします。症状等が発生した場合は、担任への連絡をよろしく願いいたします。

#### 記

- 1 「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安
  - ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ② 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
  
- 2 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくても良いと認めた日」とする目安
  - (1) 次の①②のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくても良いと認めた日」として取り扱う。
    - ① 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり、保健所の健康観察の対象となった場合等
    - ② 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
  
  - (2) 上記（1）の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくても良いと認めた日とする」とすることができる。
  
- 3 その他
  - ・ ご不明の点がございましたら、学校へご連絡ください。